

兵庫県公報

平成24年3月2日 金曜日 第2367号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定(社会援護課).....	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出(同).....	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定(同).....	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出(同).....	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定(同).....	4
○被爆者一般疾病医療機関の指定(疾病対策課).....	4
○平成24年度前期技能検定の実施(能力開発課).....	6
○平成24年度随時実施の3級、基礎1級及び基礎2級技能検定の実施(同).....	10
○飼料の試験結果の概要(畜産課).....	11
○兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施(水産課).....	12
○保安林の指定予定(豊かな森づくり課).....	12
○保安林の指定施業要件の変更(同).....	12
○同 上(同).....	13
○同 上(同).....	13
○同 上(同).....	14
○同 上(同).....	14
○同 上(同).....	14
○同 上(同).....	15
○建設業者に対する行政処分(県土整備部総務課).....	15
○公共測量を実施する旨の通知(契約管理課).....	16
○公共測量が終了した旨の通知(同).....	16
○同 上(同).....	16
○阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課).....	16
○阪神間都市計画道路事業の認可(平成24年近畿地方整備局告示第35号)(同).....	17
○同 上(平成24年近畿地方整備局告示第36号)(同).....	17
○道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	18
○同 上(同).....	18
○道路の区域の変更(同).....	18
○土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	19
○同 上(同).....	19
○同 上(同).....	20
○昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部改正(会計課).....	21
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課).....	21
○入札公告(県立大学).....	22
病院局公告	
○落札者等の公示(県立尼崎病院).....	23
○同 上(県立塚口病院).....	24
○同 上(県立西宮病院).....	24
○同 上(県立加古川医療センター).....	25
○同 上(県立淡路病院).....	25
○随意契約の相手方等の公示(県立姫路循環器病センター).....	25
○同 上(同).....	26

選挙管理委員会告示

- 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 26
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程 27

告 示

兵庫県告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
フタツカ薬局西新町	明石市王子2-20-21	株式会社大新堂	平成23年12月1日
伊丹駅前薬局	伊丹市西台3-9-25 西台中村ビル1F	メディカルサービス有限会社	同 年7月1日
かわさき内科クリニック	同 市野間5-12-8	川崎 信 吾	同 年12月1日
高田医院	同 市森本2-190	医療法人社団高田医院	同
阪神調剤アヤメ薬局店	豊岡市正法寺570-4	株式会社阪神調剤薬局	同
阪神調剤いちご薬局店	同 市戸牧37-2	同 上	同
阪神調剤あかり薬局店	同 市戸牧300-1	同 上	同
フタツカ薬局北在家店	加古川市加古川町北在家2450-4	株式会社セブタ	平成23年11月1日
いぼがわ調剤薬局	たつの市揖保川町半田585-6	有限会社ダリア薬局	平成24年1月1日
西薬局小林店	宝塚市小林4-7-58-103	株式会社西薬局	同 月4日
原田リウマチ科・整形外科	川西市大和西1-65-2 大和ビル1F	原 田 一 孝	同 月11日
いわさか歯科医院	三田市弥生が丘1-2-1	岩 坂 充 英	平成23年12月8日
イオン薬局三田ウッディタウン店	同 市けやき台1-6-2 イオン三田ウッディタウン店1F	イオンリテール株式会社	平成24年1月1日



兵庫県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
松尾外科	明石市大明石町1-7-27-101	松 尾 秀一郎	平成19年5月18日
フタツカ薬局西新町	同 市大道町2-3-1-102	株式会社大新堂	平成23年11月30日
ミキファーマシー伊丹駅前店	伊丹市西台3-9-25 西台中村ビル1F	秋 本 孝 幸	同 年6月30日
山近医院	同 市野間2-7-50	川崎 信 吾	同 年11月30日
高田医院	同 市森本2-120 メゾンドソレイユ1F	医療法人社団高田医院	同

アヤメ薬局正法寺店	豊岡市正法寺570—4	有限会社アヤメ薬局	同
いちご調剤薬局戸牧店	同 市戸牧37—2	有限会社ファーラル	同
あかり調剤薬局	同 市戸牧300—1	同 上	同
フツカ薬局北在家店	加古川市加古川町北在家112—13	株式会社セブタ	平成23年10月31日
フジタ歯科	宝塚市川面5—2—3	富士田 忠彦	平成19年6月30日
山室医院	同 市湯本町4—4	山 室 洋	平成23年12月31日



兵庫県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
SAIYOケアプラン	伊丹市平松1—2—22	有限会社SAIYO	居宅介護支援	平成23年11月1日
ForYou訪問看護ステーション	同 市山田6—5—49 アウディ昆陽里107	有限会社ForYou	訪問看護、介護予防訪問看護	平成24年1月1日
医療法人社団仙齢会訪問看護ステーションはりま	加古川市尾上町池田621—1	医療法人社団仙齢会	同 上	平成23年10月1日
介護老人保健施設シルバーケア揖保川	たつの市揖保川町半田703—1	医療法人古橋会	介護老人保健施設	同 年12月1日
大門医院	宝塚市栄町1—17	医療法人社団大門医院	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年11月1日
訪問看護ステーション猫の手	同 市安倉北3—5—30—425	有限会社猫の手	訪問看護	同 年12月1日
コスメSUNデイトレ宝塚小林店	同 市小林2—10—10	株式会社blow1	通所介護、介護予防通所介護	同
通所介護事業所福井の家	同 市小林3—9—16	特定非営利活動法人らぼーる	同 上	平成23年12月15日
デイサービスわかば	高砂市阿弥陀町阿弥陀1163—2	合同会社わかば	同 上	平成24年1月1日
有限会社日昇堂ホームケア	篠山市乾新町26	有限会社日昇堂ホームケア	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同
加東市介護老人保健施設ケアホームかとう	加東市家原130	加東市長	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	平成23年12月1日
ヒューマニティーケアプランセンター稲美	加古郡稲美町国岡907	株式会社ヒューマニティー	居宅介護支援	同 年11月1日



兵庫県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
パナソニックエイジフリー明石ケアセンター訪問入浴	明石市西明石北町3-2-21	開設者名称	パナソニック電気エイジフリーサービス株式会社	パナソニックエイジフリーサービス株式会社	平成24年1月1日
パナソニックエイジフリー明石ケアセンター訪問介護	同 上	同 上	同 上	同 上	同

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
For You訪問看護ステーション	伊丹市山田3-10-31	有限会社For You	訪問看護	平成23年12月31日
訪問看護ステーションはりま	加古川市尾上町池田624-89	医療法人社団仙齢会	介護予防訪問看護	同 年9月30日
デイサービス彩	高砂市阿弥陀町阿弥陀1163-2	株式会社エクセレント	通所介護、介護予防通所介護	同 年12月30日
有限会社日昇堂ホームケア	篠山市乾新町36	有限会社日昇堂ホームケア	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同 年3月31日



兵庫県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
岩 本 匡 史	接骨鍼灸院たいよう堂	洲本市五色町都志271-6	平成24年1月10日
清 水 一 人	にがわ整骨院	宝塚市仁川月見ヶ丘2-59 仁川高西ビル1F	平成23年12月1日
阪 口 武 行	ほほえみPLUS	同 市中野町1-7	平成24年1月1日
岡 田 絵 里	同 上	同 上	同



兵庫県告示第233号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 柊和会 甲南デンタルクリニック	医療法人社団 柊和会 理事長 高山 義央	神戸市東灘区田中町1-15-7 パール ビル501号	平成23年12月1日
ペガサス東灘薬局	庭井 広美	同 市同 区北青木2-6-4	平成24年2月1日
訪問看護ステーションう さぎ 東事業所	コウダイケアサービス株式会 社 代表取締役 毎田 糸美	同 市同 区田中町1-15-7 パール ビル301号	平成23年12月1日
大成歯科クリニック	大成 志乃ぶ	同 市中央区京町74 京町74番ビル8F	同 年11月24日
柳筋薬局	株式会社 神戸医薬研究所 代表取締役 山口 扶左子	同 市同 区旗塚通5-3-3	同 年12月1日
らくじゅ薬局 新開地店	有限会社 らくじゅ薬局 代表取締役 吉田 道生	同 市兵庫区水木通1-1-13	平成24年1月24日
医療法人 一輝会 訪問 看護ステーションみさき	医療法人 一輝会 理事長 萩原 徹	同 市同 区磯之町1-1 ケインズリ カービル2階	平成23年12月10日
村上知奈美デンタルクリ ニック	村上 知奈美	同 市須磨区大黒町2-1-11 フェニ ックスビル3階301号	同 月1日
マリーゴールド薬局	株式会社 マーメイド 代表取締役 松山 喜範	同 市西区持子3-59-1	平成24年2月1日
龍田歯科医院	龍田 光弘	姫路市東辻井3-1-3	同 年1月1日
ぼうしや調剤薬局 城西 店	株式会社 ぼうしや薬局 代表取締役 松岡 淳朗	同 市鷹匠町乙25-2	同 年2月1日
ぼうしや調剤薬局 南今 宿店	同 上	同 市南今宿2-41	同
神村医院	医療法人社団 神和会 神村 医院 理事長 浅野 佳秀	尼崎市杭瀬本町1-27-21	平成23年12月7日
新藤クリニック	医療法人社団 新藤クリニッ ク 理事長 新藤 高士	同 市南武庫之荘1-27-1	平成24年1月1日
クジラ薬局	株式会社 葵調剤 代表取締役 太田 郁夫	同 市築地2-1-15 ヴィル・ブラン シェ1F	同
カイセイ薬局	株式会社 育星会 代表取締役 飯田 彰	同 市武庫元町1-25-10	平成24年2月1日
訪問看護ステーション ゆうゆう	医療法人社団 裕和会 理事長 長尾 和宏	同 市昭和通7-242	平成23年12月1日
かねだ心療クリニック	金田 弘幸	明石市大蔵谷字狩口181-1-202	平成24年2月1日
田中ひでゆき歯科医院	田中 秀幸	同 市大明石町1-11-8	同 年1月1日
わしお耳鼻咽喉科	鷺尾 有司	西宮市瓦林町20-13	平成23年12月1日
はまおかクリニック	濱岡 守	同 市浜甲子園1-1-9	平成24年1月1日
安田歯科	医療法人社団 安田歯科 理事長 安田 義信	同 市津門西口町2-16	同 月12日
萩薬局 苦楽園店	株式会社 萩 代表取締役 高野 彰	同 市南越木岩町10-3	同 月11日
萩薬局 廣田店	同 上	同 市室川町4-20	同
萩薬局 門戸店	同 上	同 市門戸東町2-4-105	同
藤原歯科	藤原 到	洲本市山手3-1-13	平成24年1月1日

よしいメンタルクリニック	好井 基博	芦屋市三条南13-16 ソレイユ芦屋402	平成23年12月21日
楠公堂調剤薬局 芦屋浜店	株式会社 楠公堂薬局 代表取締役 植野 光信	同 市高浜町7-2-105 芦屋浜医療センター内	同 月14日
くるみ薬局	有限会社 日東 代表取締役 松原 伸裕	西脇市黒田庄町田高字柳原313-126	同 月1日
医療法人社団 終和会 三木デンタルクリニック	医療法人社団 終和会 理事長 高山 義央	三木市緑が丘町本町1-236-1 平井ビル2階C号室	平成24年1月1日
ぱく腎・泌尿器科クリニック	朴 寿展	高砂市高砂町栄町373-1	同
庄司歯科医院	衛藤 洋平	同 市伊保1-4-5	同
よこたデンタルクリニック	横田 喜則	川西市向陽台3-1-6 イワオビル11番館1階102	平成23年9月1日
マルゼンうねの駅前薬局	株式会社 エフタカ 代表取締役 藤本 いづみ	同 市大和西1-65-3	平成24年1月1日
イオン薬局 三田ウッド イタウン店	イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平	三田市けやき台1-6-2 イオン三田ウッドイタウン店1階	同
やすらぎの森診療所	藤本 憲弘	加東市新定707-1	平成24年2月1日
加東市訪問看護ステーション	加東市長 安田 正義	同 市家原130	平成21年4月1日



兵庫県告示第234号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成24年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日程及び実施職種

(1) 学科試験

別表のとおり行う。

(2) 実技試験

別表の検定職種について、平成24年6月4日（月）から同年9月9日（日）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。ただし、金属熱処理及び写真を除く3級職種に関しては、平成24年6月4日（月）から同年8月12日（日）までの間において、協会が別途指定する日に行う。

2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

（受検申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、神戸県民局県民室商工労政課、阪神南県民局阪神活性化参事産業振興・地域連携課、阪神北県民局北摂都市活性化参事地域振興課、東播磨県民局流域文化参事ものづくり産業課、北播磨県民局まちむら交流参事商工労政課、中播磨県民局交流観光参事商工労政課、西播磨県民局元気づくり参事商工労政課、但馬県民局地域政策室産業観光課、丹波県民局大丹波連携参事産業・ツーリズム課及び淡路県民局県民生活室商工労政課並びに協会において配布する。）

イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

- (2) 提出期間
平成24年4月9日（月）から同月18日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
郵送による場合は平成24年4月18日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。
- (3) 提出先
〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター 1F）
兵庫県職業能力開発協会
- (4) 手数料
ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を現金で納付すること。
なお、受検申請受付後は、いかなる理由があっても返還しない。
イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

- (1) 技能検定合格者の発表
平成24年9月28日（金）に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課及び協会において「平成24年度前期技能検定合格者名簿」を設置して行うほか、協会ホームページにおいて合格者の受検番号を公表することにより行う。ただし、金属熱処理及び写真を除く3級職種に関しては、同年8月24日（金）に行う。
なお、電話による可否の回答は行わない。
- (2) 合格通知
技能検定合格者には兵庫県から、学科試験又は実技試験の一方のみ合格した者には協会から、平成24年9月28日（金）付けの書面でそれぞれ通知する。ただし、金属熱処理及び写真を除く3級職種に関しては同年8月24日（金）付けの書面で通知する。
- (3) 技能検定合格証書等の交付
特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級及び3級の技能検定合格者には兵庫県知事名の合格証書を交付する。
このほか、厚生労働大臣から、合格した等級の技能士章が交付される。

6 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課
電話（078）362-3369
- (2) 兵庫県職業能力開発協会
電話（078）371-2091

別表

（1級及び2級）

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料（円）	
			実技試験	学科試験
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作	平成24年8月26日（日）	13,700	3,100
造園	造園工事	平成24年8月19日（日）	16,500	
金属熱処理	一般熱処理			
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理			
	高周波・炎熱処理			
金属プレス加工	金属プレス			
産業車両整備	産業車両整備			
プラスチック成形	射出成形			
とび	とび			
築炉	築炉			
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事			
	シーリング防水工事			

化学分析	化学分析		
塗装	建築塗装		
	金属塗装		
	噴霧塗装		
粉末冶金	焼結	平成24年 8月26日 (日)	
機械加工	普通旋盤		
	数値制御旋盤		
	フライス盤		
	数値制御フライス盤		
	ボール盤		
	数値制御ボール盤		
	平面研削盤		
	円筒研削盤		
	心無し研削盤		
	ホブ盤		
	数値制御ホブ盤		
	マシニングセンタ		
鉄工	製缶		
	構造物鉄工		
めっき	電気めっき		
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト		
電子機器組立て	電子機器組立て		
建設機械整備	建設機械整備		
家具製作	家具手加工		
建具製作	木製建具手加工		
	木製建具機械加工		
印刷	オフセット印刷		
左官	左官		
畳製作	畳製作		
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事		
	カーペット系床仕上げ工事		
貴金属装身具製作	貴金属装身具製作		
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ		
写真	肖像写真デジタル	平成24年 8月29日 (水)	
園芸装飾	室内園芸装飾	平成24年 9月 2日 (日)	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造		
放電加工	数値制御形彫り放電加工		
	ワイヤ放電加工		

建築板金	内外装板金			
	ダクト板金			
工場板金	曲げ板金			
仕上げ	治工具仕上げ			
	金型仕上げ			
	機械組立仕上げ			
切削工具研削	工作機械用切削工具研削			
電気機器組立て	変圧器組立て			
	配電盤・制御盤組立て			
鉄道車両製造・整備	機器ぎ装			
	内部ぎ装			
	配管ぎ装			
	電気ぎ装			
	鉄道車両現図			
石材施工	石張り			
	石積み			
ブロック建築	コンクリートブロック工事			
タイル張り	タイル張り			
表装	表具			
	壁装			
フラワー装飾	フラワー装飾			

(3級)

検定職種	作 業	学科試験日	受検手数料 (円)	
			実技試験	学科試験
園芸装飾	室内園芸装飾	平成24年 7月22日 (日)	16,500 (11,000)	3,100
造園	造園工事			
機械加工	普通旋盤			
	数値制御旋盤			
	フライス盤			
	マシニングセンタ			
仕上げ	機械組立仕上げ			
機械保全	機械系保全			
	電気系保全			
電子機器組立て	電子機器組立て			
塗装	金属塗装			
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ			

フラワー装飾	フラワー装飾		
金属熱処理	一般熱処理	平成24年8月19日（日）	
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理		
	高周波・炎熱処理		
写真	肖像写真	平成24年8月29日（水）	

(注) 受検手数料欄の（ ）内は、高等学校、専門学校等の在校生が受検する場合の手数料である。
(単一等級)

検定職種	作 業	学科試験日	受検手数料（円）	
			実技試験	学科試験
産業洗浄	高压洗浄	平成24年8月19日（日）	16,500	3,100
製麺	手延べ干し麺製造			
塗料調色	調色	平成24年9月2日（日）		



兵庫県告示第235号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成24年度随時実施の3級、基礎1級及び基礎2級技能検定を次のとおり実施する。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日程及び実施職種

別表の検定職種について、平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。

2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

(注) 随時実施の3級は、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

(受検申請書は、協会において配布する。)

イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター 1F）
兵庫県職業能力開発協会

(4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を現金で納付すること。

なお、受検申請受付後は、いかなる理由があっても返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

合格発表は、兵庫県知事名の合格証書の交付をもって行う。

このほか、随時3級技能検定合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。
 なお、電話による可否の回答は行わない。

6 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課
電話 (078) 362-3369
- (2) 兵庫県職業能力開発協会
電話 (078) 371-2091

別表

検定職種	受検手数料 (円)	
	実技試験	学科試験
機械検査、婦人子供服製造	13,700	3,100
さく井、鋳造、鍛造、機械加工（随時3級については普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。基礎1級及び2級については旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装	16,500	



兵庫県告示第236号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項の規定により、平成23年12月から平成24年1月に収去した飼料の試験結果の概要は次のとおりである。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要						違反の内容
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	
JA西日本くみあい飼料株式会社神戸工場 神戸市東灘区	同左	くみあい配合飼料 兵庫和牛肉づくり	平成23.12	11.9	3.3	4.2	2.7	0.23	0.47	無
		くみあい配合飼料 和牛N繁殖	平成23.12	13.3	2.5	5.7	6.1	1.03	0.80	無
日本配合飼料株式会社 関西工場 神戸市東灘区	同左	日配成鶏飼育用配合飼料 バランスアップ17AVD	平成23.12	17.4	5.2	2.8	12.1	3.89	0.52	無
		日配肉豚肥育用配合飼料 肉豚用VV	平成23.12	15.7	4.2	3.4	3.6	0.59	0.45	無

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の内容
太邦株式会社西宮浜工場 西宮市	同左	ニンニクエキス末-S	平成23.11	動物性飼料-牛由来DNA	無

全国酪農農業協同組合連合会 兵庫供給センター 小野市	同左	高見ミックスH	平成 24.1	同 上	無
中兵庫運輸有限会社 丹波市	同左	ニューパワーバガス	平成 24.1	同 上	無



兵庫県告示第237号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。
平成24年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時
平成24年 3月22日（木）午後 1時30分から午後 1時45分まで
- 3 場所
神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号
兵庫県庁第 1号館10階農政環境部会議室



兵庫県告示第238号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成24年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町熊谷字北麻原102の 1、103から109まで、字アハラ山1521の 1から1521の17まで、1521の19から1521の25まで、1521の27、1521の29から1521の41まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北麻原102の 1（次の図に示す部分に限る。）、103から109まで、字アハラ山1521の 2・1521の40（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第239号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町小城字荒谷山856、856の 1

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第240号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町森本字荒谷1240の1
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第241号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区味取字久津957・958・959の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第242号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区中大谷字大谷山772、775の2、775の6、775の8、775の9
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第243号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区大谷字稲荷尾932
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第244号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区上計字西大谷471の48
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第245号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町中辻字打置1131

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第246号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成24年2月14日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 親栄建設株式会社

主たる営業所の所在地 淡路市浦480番地

代表者の氏名 宮本 勇

許可番号 兵庫県知事許可（般-23）第801010号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成24年3月3日から同月5日までの3日間

4 処分の原因となった事実

親栄建設株式会社及び同社代表取締役は、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45

年法律第137号) 違反により、平成22年12月2日に洲本簡易裁判所において、それぞれ罰金50万円の略式命令を受け、同月21日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。



兵庫県告示第247号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(街区多角点の復旧測量)
- 2 作業期間
平成24年2月27日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市中前田町



兵庫県告示第248号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点設置)
- 2 作業期間
平成23年11月20日から平成24年2月12日まで
- 3 作業地域
洲本市宇山



兵庫県告示第249号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間
平成23年7月1日から平成24年1月30日まで
- 3 作業地域
西宮市鳴尾町5丁目



兵庫県告示第250号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
三田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業

- 3. 4. 303号高次線
- 3. 5. 7号国道線
- 3 事業施行期間
 - 変更前 平成15年 7 月29日から平成24年 3 月31日まで
 - 変更後 平成15年 7 月29日から平成25年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
 - 変更なし
 - (2) 使用の部分
 - なし

**兵庫県告示第251号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成24年近畿地方整備局告示第35号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
 - 兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - 阪神間都市計画道路事業
 - 3. 4. 81号尼崎宝塚線
- 3 事務所の所在地
 - 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間
 - 平成11年 5 月25日から平成27年 3 月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
 - 変更なし
 - (2) 使用の部分
 - なし

**兵庫県告示第252号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成24年近畿地方整備局告示第36号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
 - 兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - 阪神間都市計画道路事業
 - 3. 2. 140号尾上小野線
- 3 事務所の所在地
 - 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間
 - 平成18年 8 月 1 日から平成27年 3 月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
 - 変更なし

(2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年3月2日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月2日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 田口福田線	神崎郡福崎町高岡字東畑1501番2から 同 郡同 町高岡字苗代田1536番1まで	旧	10.0から 18.0まで	25.0	
		新	11.0から 22.0まで	25.0	
県道 前之庄市川線	神崎郡福崎町高岡字東畑1501番2から 同 郡同 町高岡字東畑1507番2まで	旧	7.0から 18.0まで	83.0	
		新	8.0から 24.0まで	83.0	



兵庫県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年3月2日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月2日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 高雄有年横尾線	赤穂市周世字奥東宮ノ前1113番5から 同 市周世字奥東宮ノ前1114番3まで	旧	3.0から 8.0まで	39.0	
		新	6.0から 10.0まで	39.0	



兵庫県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成24年3月2日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 2 5 0 号	赤穂市高野字向山1383番5から 同 市砂子字土手ノ下368番3まで	旧	8.0から 44.0まで	1,499.0	
		新	8.0から 44.0まで 20.0から 60.0まで	1,499.0 1,440.0	予定地
県道 周 世 尾 崎 線	赤穂市高野字樋ノ口1363番1から 同 市坂越字高谷1634番3まで	旧	5.0から 21.0まで	352.0	
		新	5.0から 21.0まで 5.0から 24.0まで	352.0 280.0	予定地



兵庫県告示第256号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上肝川 (330000001)	川辺郡猪名川町肝川（別図1のとおり）	地滑り
古岩 (330000002)	川辺郡猪名川町柏原（別図2のとおり）	地滑り
柏原東 (330000003)	川辺郡猪名川町柏原（別図3のとおり）	地滑り
柏原 (330000004)	川辺郡猪名川町柏原（別図4のとおり）	地滑り

（別図1から別図4までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川辺郡猪名川町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第257号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浅間 (323010001)	養父市八鹿町浅間（別図1のとおり）	地滑り
青山 (323010002)	養父市八鹿町青山（別図2のとおり）	地滑り
三谷 (323010003)	養父市八鹿町三谷（別図3のとおり）	地滑り
向八木 (323010004)	養父市八鹿町八木（別図4のとおり）	地滑り

石原 (323010005)	養父市八鹿町石原 (別図5のとおり)	地滑り
日畑 (323010006)	養父市八鹿町日畑 (別図6のとおり)	地滑り
大藪 (323020001)	養父市大藪 (別図7のとおり)	地滑り
畑 (323020002)	養父市畑 (別図8のとおり)	地滑り
新津 (323020003)	養父市新津 (別図9のとおり)	地滑り
大町 (323030001)	養父市大屋町上山 (別図10のとおり)	地滑り
夏梅 (323030002)	養父市大屋町夏梅 (別図11のとおり)	地滑り
平野 (323030003)	養父市大屋町平野 (別図12のとおり)	地滑り
筏 (323030004)	養父市大屋町筏 (別図13のとおり)	地滑り
中間 (323030005)	養父市大屋町中間 (別図14のとおり)	地滑り
宮ノ殿 (323030006)	養父市大屋町若杉 (別図15のとおり)	地滑り
横行 (323030007)	養父市大屋町横行 (別図16のとおり)	地滑り
三宅 (323040001)	養父市三宅 (別図17のとおり)	地滑り
関宮 (323040002)	養父市関宮 (別図18のとおり)	地滑り
下吉井 (323040003)	養父市吉井 (別図19のとおり)	地滑り
轟 (323040004)	養父市轟 (別図20のとおり)	地滑り
出合 (323040005)	養父市出合 (別図21のとおり)	地滑り
安井 (323040006)	養父市安井 (別図22のとおり)	地滑り
丹戸 (323040007)	養父市丹戸 (別図23のとおり)	地滑り
大久保 (323040008)	養父市大久保 (別図24のとおり)	地滑り

(別図1から別図24までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥銀谷 (326010001)	朝来市生野町奥銀谷 (別図1のとおり)	地滑り
白井 (326020001)	朝来市和田山町白井 (別図2のとおり)	地滑り
枚田 (326020002)	朝来市和田山町枚田 (別図3のとおり)	地滑り
柴 (326030001)	朝来市山東町柴 (別図4のとおり)	地滑り
滝田 (326030002)	朝来市山東町滝田 (別図5のとおり)	地滑り
迫間 (326030003)	朝来市山東町迫間 (別図6のとおり)	地滑り

(別図1から別図6までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第259号

昭和39年兵庫県告示第332号の15 (収入証紙売りさばき人の名称等) の一部を次のように改正し、平成24年3月26日から適用する。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

表但馬信用金庫の項中

「

	同 姫路支店	姫路市船丘町
--	--------	--------

を

「

	同 姫路支店	姫路市元町
--	--------	-------

に改める。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国安字度忠948番1、948番2、950番1、950番4
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市平岡町新在家117番地
昭和住宅株式会社 代表取締役 湖 中 明 憲
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年1月6日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-7-2号（23稲美）

2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丹波市柏原町田路字飛田121番、122番1、122番3、123番1、124番、124番1、125番1、128番5、宇むくなし118番3

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

島根県益田市下本郷町206番地5
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正

(3) 許可年月日及び許可番号

平成23年8月3日
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-1号（23丹波）



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年3月2日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

1 調達内容

(1) 調達物品名及び予定数量

液体窒素の購入（単価契約） 30,414リットル

(2) 調達物品の仕様等

契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する仕様等を有すること。

(3) 納入期間

平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）まで

(4) 納入場所

赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号 先端科学技術支援センター敷地内貯蔵タンク（2,500リットル）

(5) 特記事項

(4)に示したタンクは、近畿エア・ウォーター(株)の所有である。
供給者は同社とタンク利用の契約を結ぶ必要がある。

(6) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号
兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所 担当 宮本
電話 (0791) 58-0249

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成24年3月2日（金）から同月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成24年3月29日（木）午後1時30分
兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所1階 応接室
- (4) 入札書の提出期限
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年3月28日（水）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額(入札単価に予定数量を乗じて得られた金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。
- (3) 契約保証金
契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金の納入を求める場合がある。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で要求する書類を平成24年3月12日（月）午後5時までに上記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
詳細は、入札説明書による。
- (6) 入札の無効
詳細は、入札説明書による。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書及び仕様書等で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
本調達は、平成24年度予算の成立を条件とする。

病院局公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成24年3月2日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立尼崎病院長 藤原久義

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立尼崎病院で使用する電気 予定電力量 16,942,568キロワット時（2年間）
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立尼崎病院 尼崎市東大物町1丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年12月22日
- 4 落札者の名称及び住所

関西電力株式会社神戸支店 神戸市中央区加納町6丁目2番1号

- 5 落札金額
252,094,654円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年11月22日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成24年3月2日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立塚口病院長 藤原久義

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立塚口病院で使用する電気 予定電力量 7,031,078キロワット時（2年間）
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立塚口病院 尼崎市南塚口町6丁目8番17号
- 3 落札者を決定した日
平成23年12月22日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社神戸支店 神戸市中央区加納町6丁目2番1号
- 5 落札金額
118,288,418円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年11月22日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成24年3月2日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立西宮病院長 河田純男

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立西宮病院で使用する電気 予定電力量 20,413,749キロワット時（3年間）
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日
平成23年12月22日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社神戸支店 神戸市中央区加納町6丁目2番1号
- 5 落札金額
315,389,253円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年11月22日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年3月2日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立加古川医療センター院長 千 原 和 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立加古川医療センターで使用する電気 予定電力量 16,642,008キロワット時（3年間）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県立加古川医療センター総務部経理課 加古川市神野町神野203
- 3 落札者を決定した日
平成23年12月22日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社姫路支店 姫路市十二所前町117番地
- 5 落札金額
260,105,036円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年11月22日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年3月2日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立淡路病院院長 加 堂 哲 治

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
PET/CT 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
県立淡路病院 洲本市下加茂1-6-6
- 3 落札者を決定した日
平成23年12月26日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額
194,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年11月15日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年3月2日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立姫路循環器病センター院長 横 山 光 宏

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
人工心肺装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
県立病院循環器病センター 姫路市西庄甲520

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年12月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社ホクシンメディカル 神戸市灘区都通 5-2-9
- 5 随意契約に係る契約金額
30,565,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第15条第 1 項(a)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年 3 月 2 日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立姫路循環器病センター院長 横 山 光 宏

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
生体情報監視装置（病棟用） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
県立病院循環器病センター 姫路市西庄甲520
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年12月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町 5-4-8
- 5 随意契約に係る契約金額
43,260,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第15条第 1 項(a)による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第 4 号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条において準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月 2 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

- 2 老人ホームの表神戸市の項中

「

グッドタイムリビング御影	同 市東灘区御影中町 3 丁目 2-3
--------------	---------------------

」

を

「

グッドタイムリビング御影	同 市東灘区御影中町3丁目2-3
介護付有料老人ホーム はびね神戸魚崎式 番館	同 市東灘区魚崎南町8丁目10-7

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月2日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈 蔵

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。
別記第62号様式から第65号様式までを次のように改める。

第62号様式（少額領収書等の写しの開示請求書）

少額領収書等の写しに係る開示請求書

平成何年何月何日

兵庫県選挙管理委員会委員長 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所又は居所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）
〒
連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号）

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第3項の規定に基づき、下記のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

記

1 請求する少額領収書等の写し

国会議員関係政治団体の名称	支出年※1	支出項目※2

※1 支出年欄には開示請求しようとする少額領収書等の写しに係る支出がされた年を記入してください。

※2 支出項目欄には、下記の①～⑩の支出項目を記入してください。

- ①光熱水費 ②備品・消耗品費 ③事務所費 ④組織活動費 ⑤選挙関係費
- ⑥機関紙誌の発行その他の事業費 ⑦調査研究費 ⑧寄附・交付金 ⑨その他の経費
- ⑩全て（①～⑨）

2 開示請求の理由・目的（できるだけ具体的に記載してください。）

3 開示の実施方法等（開示の実施方法の申出の際にも選択することができます。）

ア 兵庫県選挙管理委員会事務室における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> ①閲覧 ②写しの交付 ③その他（ ）

イ 写しの送付を希望する。

第63号様式（少額領収書等の写しに係る提出期間の延長通知）

平成何年何月何日

少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について

兵庫県選挙管理委員会委員長 様

国会議員関係政治団体の名称

会計責任者の氏名

(電話番号)

少額領収書等の写しに係る提出命令（平成何年何月何日付け第何号）により通知のあったことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第7項及び第8項の規定に基づき、提出期間の延長を申し出ます。

記

1 延長を求める期間 30日間

2 命令があった日 平成 年 月 日（提出命令の通知の到達日）

うち、平成 年分は提出済（平成 年 月 日提出）

うち、平成 年分は提出済（平成 年 月 日提出）

うち、平成 年分は提出済（平成 年 月 日提出）

3 延長を求める理由

(1) 選挙期間中であるため（政治資金規正法施行規則第14条の2の5第1号に該当）

公職の候補者の氏名 _____

・選挙の種類

衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙

その他（以下に具体的に記入してください。）

・当該選挙の期日の公示又は告示の日及び当該選挙の期日

公示又は告示の日 平成 年 月 日

当該選挙の期日 平成 年 月 日

(2) 少額領収書等の写しが著しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため（同規則第14条の2の5第2号に該当）

（事務の状況その他の事情）

(3) (1)、(2)のほかに正当な理由があるため（同規則第14条の2の5第3号に該当）

（事務の状況その他の事情）

第64号様式（少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書）
（表面）

平成何年何月何日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

兵庫県選挙管理委員会委員長 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所又は居所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）
〒
連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号）

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申出を
します。

記

1 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等

日 付：平成 年 月 日～ 年 月 日
文書番号： 第 号～第 号

2 開示の実施方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

(1) 日 付：平成 年 月 日

文書番号： 第 号
国会議員関係政治団体の名称：

1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
2 複写機により白黒で複写したものの 交付（県委員会事務室で受取）	1 全部 2 一部 ()
3 複写機により白黒で複写したものの 交付（郵便で受取）	1 全部 2 一部 ()

(2) 日 付：平成 年 月 日

文書番号： 第 号
国会議員関係政治団体の名称：

1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
2 複写機により白黒で複写したものの 交付（県委員会事務室で受取）	1 全部 2 一部 ()
3 複写機により白黒で複写したものの 交付（郵便で受取）	1 全部 2 一部 ()

(裏面)

(3) 日 付：平成 年 月 日
 文書番号： 第 号
 国会議員関係政治団体の名称：

1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
2 複写機により白黒で複写したものの 交付(県委員会事務室で受取)	1 全部 2 一部 ()
3 複写機により白黒で複写したものの 交付(郵便で受取)	1 全部 2 一部 ()

(4) 日 付：平成 年 月 日
 文書番号： 第 号
 国会議員関係政治団体の名称：

1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
2 複写機により白黒で複写したものの 交付(県委員会事務室で受取)	1 全部 2 一部 ()
3 複写機により白黒で複写したものの 交付(郵便で受取)	1 全部 2 一部 ()

(5) 日 付：平成 年 月 日
 文書番号： 第 号
 国会議員関係政治団体の名称：

1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
2 複写機により白黒で複写したものの 交付(県委員会事務室で受取)	1 全部 2 一部 ()
3 複写機により白黒で複写したものの 交付(郵便で受取)	1 全部 2 一部 ()

(6) 日 付：平成 年 月 日
 文書番号： 第 号
 国会議員関係政治団体の名称：

1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
2 複写機により白黒で複写したものの 交付(県委員会事務室で受取)	1 全部 2 一部 ()
3 複写機により白黒で複写したものの 交付(郵便で受取)	1 全部 2 一部 ()

3 開示の実施を希望する日(郵便で写しを受け取る場合は記載不要)

平成 年 月 日

4 同封する交付手数料の額(郵便で写しを受け取る場合のみ記載)

円

5 同封する郵便切手の額(郵便で写しを受け取る場合のみ記載)

円分

第65号様式（少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書）

平成何年何月何日

少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書

兵庫県選挙管理委員会委員長 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所又は居所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）
〒
連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号）

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出を
します。

記

- 1 更なる開示を求める国会議員関係政治団体の名称及び支出年
- 2 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等
日 付：平成 年 月 日
文書番号： 第 号
- 3 最初に開示を受けた日
平成 年 月 日
- 4 更なる開示の実施方法
下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

1 閲覧	1 全部	2 一部（	）
2 複写機により白黒で複写したものの 交付（県委員会事務室で受取）	1 全部	2 一部（	）
3 複写機により白黒で複写したものの 交付（郵便で受取）	1 全部	2 一部（	）

※ 少額領収書等の写しの同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示
の実施の方法を受けることはできません。

- 5 更なる開示の実施を希望する日（郵便で写しを受け取る場合は記載不要）
平成 年 月 日
- 6 同封する交付手数料の額（郵便で写しを受け取る場合のみ記載）
円
- 7 同封する郵便切手の額（郵便で写しを受け取る場合のみ記載）
円分

附 則

この規程は、公布の日から施行する。